

2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 東京センチュリー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤 原 弘 治
(コード番号 8439 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広 報 I R 部 長 河 井 健 吾
(TEL 03-5209-6710)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 23 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の柔軟な運営を可能にすることならびに意思決定過程の独立性および客観性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第 33 条を変更し、その他の取締役が招集権者および議長になることを可能とするものです。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 33 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 33 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の決議で定められた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 23 日 (予定)

以 上